

SC1

あなたの性別をお知らせください。

- 1 男性
- 2 女性
- 3 答えたくない

次へ

0 50 100(%)

SC2

あなたの年齢をお知らせください。


歳

次へ

0 50 100(%)

SC3

あなたのお住まい(都道府県)をお知らせください。


 

次へ

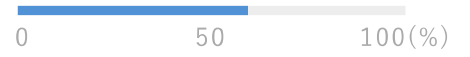


SC4

あなたのお住まい(市町村)をお知らせください。

次へ



SC5

あなたの職業をお知らせください。

- 1 会社役員・団体役員
- 2 会社員(正規雇用)
- 3 会社員(派遣・契約など非正規雇用)
- 4 公務員・団体職員
- 5 パート・アルバイト
- 6 自営業・自由業
- 7 農林水産業
- 8 家内労働・在宅ワーカー
- 9 専業主婦・専業主夫
- 10 無職
- 11 学生
- 12 その他

次へ

0 50 100(%)



次に、障がい理解についてお伺いします。

Q6

平成28年に障害者差別解消法が施行され、「合理的配慮の不提供」を差別と規定しました。

障がいのある人が、ない人と同じように生活できるようにするためには、様々な配慮や工夫(=合理的配慮)が必要です。

あなたはこの「合理的配慮」を知っていましたか。

- 1 「合理的配慮」という言葉を知っており、意味も理解していた
- 2 「合理的配慮」という言葉は知っていたが、意味は理解していなかった
- 3 「合理的配慮」という言葉を知らなかった

次へ

0 50 100(%)

Q7

前問で「〇〇〇(Q6回答テキスト再掲)」を選択した方にお伺いします。
令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による「合理的配慮の提供」が努力義務から法的義務となりましたが、そのことを知っていましたか。

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

※「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

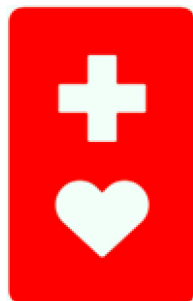
次へ

0 50 100(%)

Q8

内部障がいのある方や難病の方など、外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方にそれを知らせる「ヘルプマーク」について、大阪府及び市区町村では平成29年6月から配布を開始しました。

あなたはこの「ヘルプマーク」を知っていますか。



※リンクをクリックすると、大阪府のホームページへ移動します

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/helpmark/index.html>

- 1 マークも意味も知っている
- 2 マークを見たり聞いたりしたことはあるが、意味は知らない
- 3 知らない

次へ

0 50 100(%)

Q9

困っていそうな方や、配慮が必要と思われる方に遭遇した時に、「席をゆずる」、「声をかける」、「災害時に安全に避難できるよう支援する」等、何らかの配慮をしたことがありますか。

- 1 配慮をしたことがある
- 2 配慮をしたことがない
- 3 困っていそうな方や、配慮が必要と思われる方に遭遇したことがない

次へ

0 50 100(%)



Q10

前問で「配慮をしたことがない」を選択した方にお伺いします。
配慮をしたことがない理由を教えてください。(いくつでも)

- 1 どういった配慮をしたらよいかわからなかったから
- 2 自分が配慮しなくても、誰かが配慮してくれると思ったから
- 3 配慮をしようと思ったが、自分以外の方が先に配慮をしていたから
- 4 声をかける勇気がなかったから
- 5 その他

次へ

0 50 100(%)

Q11

あなたは「心のバリアフリー」という考え方を知っていましたか。

- 1 「心のバリアフリー」という言葉を知っており、意味も理解していた
- 2 「心のバリアフリー」という言葉は知っていたが、意味は理解していなかった
- 3 「心のバリアフリー」という言葉を知らなかった

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするためには、施設整備(ハード面)だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

次へ

0 50 100(%)

Q12

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)の改正に伴い、観光庁において観光施設のバリアフリー情報の提供を促進するため「観光施設における心のバリアフリー認定制度」が創設されました。

あなたは「観光施設等における心のバリアフリー認定制度」を知っていましたか。

観光施設 心のバリアフリー認定



※認定マーク

- 1 認定制度の内容を知っており、認定を受けた施設を利用したことがある
- 2 認定制度の内容は知っているが、認定を受けた施設は利用したことがない
- 3 認定制度の内容はわからないが、認定マークは見たことがある
- 4 認定制度を知らなかった

次へ

0 50 100(%)

Q13

あなたは府内の飲食店や宿泊施設などのHP等において「観光施設における心のバリアフリー認定制度」のマークが提示されていたら、利用したいと考えますか。

- 1 利用したい
- 2 利用したいとは思わない

送信

0 50 100(%)